

平成29年度 神栖市民リーグ実施要項

実施要項は、日本サッカー協会競技規則に準拠する。

1. 試合方法

- ① 試合時間は、35分－5分－35分とし延長戦は行わない。
- ② 第1試合 9：30 ～ 10：45
第2試合 10：55 ～ 12：10
第3試合 12：20 ～ 13：35
第4試合 13：45 ～ 15：00
- ③ リーグ戦の運営（日程作成・グラウンド確保等）は事務局で行い、各チーム代表者の協力のもと決定した組合せ及び日程に基づきリーグ戦を実施する。
- ④ 決定した日程は、特別な理由がない限り変更しない。

2. 競技規則

- ① 1部リーグ8チーム、2部リーグ7チームによる1回戦総当たりとする。
- ② メンバー表は、試合開始30分前までに審判・対戦チームに提出する。
- ③ 試合成立は7名以上とし、試合開始時間を過ぎても7名に満たない場合は棄権とし、次の罰則を与える。
 - 1) 当該試合0－7の負け
 - 2) 罰金2万円（審判担当チーム・対戦チームに1万円支払う）
 - 3) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。
- ④ 試合開始時間に11名未満であっても予定通りに試合を開始する。
- ⑤ 選手の交替は、あらかじめ登録した7名すべて認める。
- ⑥ 試合に使用するボールは、チームが持ち寄り主審が決定する。
- ⑦ 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。
- ⑧ 未登録選手及び他チーム登録選手が試合に出場した場合はリーグ戦全試合没収とする。
 - 1) 全試合0－5の負け
 - 2) 罰金（残り試合対戦チームに1万円支払う。対戦チームが審判担当の場合は更に1万円支払う）
 - 3) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。

3. 総合成績の決定

- ① リーグ戦の勝ち点の合計で順位を決定する。
- ② 試合の勝者－3点・引き分け－1点・敗者－0点を与え勝ち点の多い順に順位を決定する。
- ③ 但し、勝ち点合計が同一のチームがある場合は以下の順位により決定する。
 - 1) 全試合の得失点差
 - 2) 全試合の総得点
 - 3) 当該チームの対戦成績
 - 4) 当該チームによる抽選
- ④ 入替え方法は、1部リーグ下位3チームが自動的に2部リーグへ降格し、2部リーグ上位3チームが自動的に1部リーグに昇格することとする。
ただし、新規チームの参入・登録チームの退会等で、リーグ編成に支障が生じる場合は、事務局にてリ編成の調整を行うこととする。
- ⑤ ふるさとドリームマッチ市町村サッカー協会チャンピオン大会への出場権
市民リーグ1部優勝チームは、本年度開催の茨城県サッカー協会主催のふるさとドリームマッチ市町村サッカー協会チャンピオン大会への出場権を得る。（1月～2月開催予定）

⑥ 神栖市サッカー協会交流会（1～4種）

事務局より推薦されたチームは、1種（社会人）代表として神栖市サッカー協会交流会に参加し、2種（高校）のチームと交流試合を行うこととする。（12月開催予定）

4. ユニフォーム

- ① 登録されたユニフォームを常備（正）・（副）2着必ず持参する。
- ② ユニフォームはチームで統一し、シャツ・パンツ・ストッキングが揃っていない選手の出場は一切認めない。
- ③ 前年度リーグ戦成績の上位チームがユニフォームの決定権を持つこととし、ユニフォーム決定に支障をきたす場合のみ（GKユニフォームの色が類似の場合等） 審判の判断を仰ぎ決定する。
- ④ ユニフォームが（正）・（副）揃っていない事が発覚した場合は、試合は不成立とし次の罰則を与える。
 - 1) その試合に限り0－5の負け
 - 2) 罰金2万円（審判担当チーム・対戦チームに1万円支払う）
 - 3) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。

5. 警告・退場の処理

- ① リーグ戦をとおして警告が2回で次の試合は出場できない。
- ② 退場処分を受けた選手は、次のリーグ戦1試合は出場できない。その後の措置は、神栖市サッカー協会第1種委員会で協議のうえ決定する。
- ③ 退場処分を受けた選手が、次のリーグ戦が没収試合となった場合は、出場できなかったとみなし、次の試合の出場を認める。
- ④ 出場停止処分を受けた選手が誤って試合に出場した場合は、次の罰則を与える。
 - 1) その試合に限り0－5の負け
 - 2) 出場した選手は次の1試合は出場できない。
 - 3) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。
- ⑤ 警告についてはリーグ戦のみ適用され、他の大会等への持ち越しはない。

6. 審判

- ① 審判員は、主審・副審共に必ず審判服を着用する。（シャツ・パンツ・ソックス・ワッペン等）
- ② 審判服（シャツ・パンツ・ソックス）を着用せずに審判を行った場合は、次の罰を与える。
 - 1) 罰金2万円（当該対戦チームに1万円支払う）
 - 2) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。
- ③ 審判員は、資格取得者を原則とする。
- ④ 審判員は、試合終了後速やかに、試合結果（遅くとも翌日12時までに）をリーグ幹事チーム代表者に報告すること。
- ⑤ 万一審判員が試合開始時間に遅刻した場合（来なかった場合も）は、両チームの話し合いにより両チームで審判員を出して試合を実施すること。この場合、審判担当チームについては、次の罰則を与える。
 - 1) 罰金2万円（当該対戦チームに1万円支払う）
 - 2) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。

7. 棄権

- ① チーム事情により棄権する場合は、遅くとも試合予定日の2日前（金曜日）の19時までに対戦チーム・審判担当チーム・リーグ幹事チーム代表者に連絡すること。（0－5の負け）
- ② 棄権した場合でも審判員（3名）は必ず派遣すること。
- ③ 棄権した際に、当日対戦チームが審判に割り当てられている場合には、棄権したチームが対戦チームの

審判を代行すること。

- ④ 1 試合目の棄権の場合は、開鍵・グラウンド準備のすべてを代行して行うこと。
- ⑤ 無断で試合を棄権した場合は、全試合没収とする。
 - 1) 全試合 0 - 5 の負け
 - 2) 当該チームは、翌年度の神栖市サッカー協会への登録は認めない。
 - 3) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。

8. グラウンド準備

- ① グラウンド準備は、日程表に明記されたチームが責任を持って行うこととし、使用した石灰の袋はチームで持ち帰ること。
- ② グラウンド準備担当チームによるグラウンド準備が、試合開始時間に間に合わない場合は、その試合を棄権とし、次の罰則を与える。
 - 1) その試合に限り 0 - 5 の負け
 - 2) 罰金 2 万円（審判担当チーム・対戦チームに 1 万円支払う）
 - 3) その後の措置は、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。

9. 後片づけ

- ① 後片づけは、日程表に明記されたチームが責任を持って行うこと。
- ② グラウンドにゴミ箱は設置していないので、各自ゴミは持ち帰るようにする。

10. 試合の中止について

- ① リーグ戦は雨天決行とするが、雷・台風等の悪天候の場合には、リーグ運営委員会で協議し、中止と決定した場合のみリーグ責任者（羽山 真）より、リーグ幹事チーム代表者へ当日 8 時まで連絡を入れることとする。
- ② リーグ責任者より連絡を受けたリーグ幹事チーム代表者は、各リーグのチーム代表者へ中止の連絡を入れることとする。
- ③ 中止となった試合については後日改めて開催することとし、日程の詳細等は、リーグ責任者（羽山 真）より各チーム代表者に連絡を入れることとする。

11. チーム代表者

- ① チーム代表者は、自らのチームが参加する大会等の運営に係わる職務を適切に実施する。なお、チーム代表者が職務遂行に支障のある場合、当該チームはその都度代理者を設け、大会等の運営に係わる職務遂行に支障がないようにしなければならない。
- ② チーム代表者は、支障・問題等が生じた場合には、リーグ幹事チーム代表者に報告すること。
- ③ チーム代表者は、試合開始時間に間に合うよう開鍵・グラウンド準備を行う事をチームに徹底させる。
- ④ チーム代表者は、責任を持ってチーム及び応援者にマナーを守らせる。
- ⑤ チーム代表者は、試合終了後の後片づけ・清掃・施錠の確認を行う。

12. リーグ幹事チーム

- ① リーグ幹事チーム代表者は、毎節リーグ戦の試合結果をまとめ、リーグ登録責任者に報告（遅くとも火曜日の 18 時までに）をすること。

神栖市波崎体育館 小室 典隆 E-mail k-bssk-hasaki@piano.ocn.ne.jp

FAX 0479-44-0524

- ② リーグ幹事チーム代表者は、チーム代表者から問題点等の報告があった場合には、内容等を取りまとめリーグ責任者に報告すること。

- ③ リーグ幹事チームは、前年度成績の各リーグ4位になったチームが行うこと。但し、連続した年度については辞退することができる。その場合5位のチームが行う。

13. その他

- ① 追加登録選手の手続きは、その年度の5月1日から5月25日までに別紙申請書により行うこと。
- ② 追加登録が本会にて承認されれば、6月1日以降のリーグ戦より公式戦の出場を認める。
- ③ チームの移籍については、年度内の移籍は一切認めない。
- ④ 登録選手は、スポーツ傷害保険に加入することが望ましい。試合中の怪我等は各チームの責任において対応して下さい。
- ⑤ ベンチ及びグラウンドの決められた場所以外では喫煙しないこと。（グラウンド内はすべて禁煙となっています）
- ⑥ リーグ戦実施要項及び社会人としてのマナーを守れないチームは、神栖市サッカー協会理事会で協議し、決定があれば翌年度のリーグ戦に参加させないことができる。
- ⑦ 協会役員による抜き打ちでの試合チェックを実施し、チェック・注意を受けたチームの罰則に関しては、リーグ運営委員会で協議し、神栖市サッカー協会理事会の承認を受けて決定する。

14. 表彰

- ① リーグ戦の成績に基づき神栖市サッカー協会より表彰を行う。
- ② 各リーグ優勝チーム・2位チーム・3位チーム

15. 管理施設

- | | | | |
|----------------------------------|---------------|------------------|------------------|
| ① 神栖市武道館
(石塚運動広場) | 神栖市溝口4491-10 | TEL 0299-96-7700 | FAX 0299-96-7773 |
| ② 神栖海浜温水プール
(海浜サッカー場・海浜多目的広場) | 神栖市南浜1-3 | TEL 0299-97-1177 | FAX 0299-97-0017 |
| ③ 神栖総合公園
(サッカー場・フットサル場) | 神栖市奥野谷6170-16 | TEL 0299-77-8128 | FAX 0299-77-8128 |
| ④ 神栖市若松運動場
(若松陸上競技場・若松多目的広場) | 神栖市須田4117 | TEL 0479-46-6378 | FAX 0479-46-6379 |
| ⑤ 神栖市矢田部サッカー場 | 神栖市矢田部12620 | TEL 0479-48-2811 | FAX 0479-48-2812 |

